

改定前	改定後
<p>1. 本規定の範囲</p> <p>SMBCでんさいネット利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます)が、当行と株式会社全銀電子債権ネットワーク(以下「でんさいネット」といいます)との業務委託契約に基づき、でんさいネットの電子記録債権(以下「でんさい」といいます)に関する業務および関係する各種取引について、当行が提供する「SMBCでんさいネット」(以下「本サービス」といいます)の利用に関して定めたものです。</p> <p>本サービスの申込人(以下「契約者」といいます)は、株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程および株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則(以下これらを「でんさいネット業務規程等」といいます)ならびに本規定の内容を理解した上で、本サービスを利用することを承諾して申し込むものとし、当行がこれを承認して契約者に対して本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間に、でんさいネット業務規程等および本規定が適用されるものとします。なお、本規定で用いられる用語は、本規定に別段の定めがある場合および文脈上別に解すべき場合を除き、でんさいネット業務規程等において定義される意味を有するものとします。</p>	<p>1. 本規定の範囲</p> <p>SMBCでんさいネット利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます)が、当行と株式会社全銀電子債権ネットワーク(以下「でんさいネット」といいます)との業務委託契約に基づき、でんさいネットの電子記録債権(以下「でんさい」といいます)に関する業務および関係する各種取引について、当行が提供する「SMBCでんさいネット」(以下「本サービス」といいます)の利用に関して定めたものです。</p> <p>本サービスの申込人(以下「契約者」といいます)は、株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程および株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則(以下これらを「でんさいネット業務規程等」といいます)ならびに本規定の内容を理解した上で、本サービスを利用することを承諾して申し込むものとし、当行がこれを承認して契約者に対して本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間に、でんさいネット業務規程等および本規定が適用されるものとします。なお、本規定で用いられる用語は、本規定に別段の定めがある場合および文脈上別に解すべき場合を除き、でんさいネット業務規程等において定義される意味を有するものとします。また、本規定に「管理専用ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定第 6 条に定める「管理専用ID(副)」を含むものとし、本規定に「利用者 ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定第 6 条(5)に基づき当行所定の方法により本サービスの利用権限を付与された管理専用 ID および管理専用 ID(副)を含むものとします。</p>